

広報

ななみおくに

発行 南小国町役場 TEL 2-1111 印刷 穴井印刷 TEL 6-3118

町の人口

3月末現在

総人口 5,670人

男 2,699人

女 2,971人

世帯数 1,356戸

No. 150

5

月号/51

新設された中湯田～樋ノ口線

町道 中湯田～樋ノ口線開通する

このほど中湯田～樋ノ口線が完成致しました。この線は中湯田部落と樋ノ口部落を結ぶもので、本線は町道西部横断道として過疎地域の振興を計るものでこの事業が完成することにより、湯田～中湯田～樋ノ口～城ノ尾部落間を結ぶ横断路線の一部が完成したことになります。

総工費
延長
工期

三千三百万円

八五〇米・巾四、〇米

五十年三月二十七日

五十二年三月二十五日

* 部落の話題 *

1. 5月5日(水) こどもの日、町内では招魂祭を挙行政致します。
2. 5月8日(土) 黒川温泉祭りが行なわれます。
3. 湯田老人クラブ 明るい町作りに貢献
竹ばうき100本、ぞうきん46枚を町に寄贈。
4. 林研クラブ、現在までの研究成果を全国大会に発表、上位に入賞する。
5. 婦人会役員改選が行なわれ次の方々が新役員になりました。

南小国町
連合婦人会

会長 宇都宮 ルイ(立岩)
副会長 橋本 ヤチ(千光寺)
副会長 武田 アイコ(樋ノ口)
書記 佐藤 アツコ(志津)
会計 日野 サツキ(志津)



情報は

明確におちついて
火事、緊急電話は
119番



有線は役場に連絡下さい

予算決まる

ける經濟情勢の推移と地方財政の現状にかんがみ、国と同一基調をとりながら、町民の皆さんの生活安定と福祉充実に努めるとともに景氣の回復に資することを基本として編成されました。

本年度の予算編成にあたりましては、これまで数次にわたる政府の不況対策にもかかわらず、依然回復には長期間を要するようである。このような状況下にお

〔一般会計〕
 予算総額七億八一七九万八千円
 で前年度当初予算より十一・八％
 の伸びを示しています。

歲入

Category	Amount (千円)	Percentage (%)
昭和51年度 歳入合計	781,798	-
地方交付税	351,628	45.0%
国庫支出金	108,548	13.9%
財産収入	80,744	10.3%
町債	51,201	6.5%
町税	77,498	9.9%
国庫収入	48,041	6.1%
自動車取得税交付金	11,000	1.4%
分担金及負担金	8,424	1.1%
繰越金	8,342	1.1%
使用料及手数料	6,938	0.9%
諸収入	15,276	2.0%
地方譲与税	14,000	1.8%

歳入の主なるものから列記しますと、やはり一番大きいのが国から交付されます地方交付税で、歳入総額の四五・〇％にあたる三億五一・六二万八千円、次いで県支出金一億八五四万八千円、財産収入八〇七四万四千円、町税七・七四万八千円となっています。この町税は歳入総額の九・九％です。その他の歳入は別グラフに示すとおりです。

歳出予算を性質別に分類してご説明しますと、人件費が最も多く

二億四六三万八千円で総額の三一・五%を占めています。次が普通建設事業費の一億四六七万五千円ですが、主なるものは林分改良事業林道大久保線・天道川線・二又線、民有林林道可内線、立岩

線、林業構造改善事業林道平仄線
及び作業道小波瀬線、林道鋪裝事
業立岩線・上矢田原線、町道鋪裝
中湯田植ノ口線・星和矢ヶ部線外
小規模鋪裝及び維持工事費、県道
及び主要地方道改良事業費、田金、

黒川公宮住宅建設事業費、各小学校諸改良事業費などで、中学危除校舎改築に関する事業費は、今後具体的に事業内容が決まり次第補正予算に計上を予定しております。

これに次ぐものとして物件費が一億二三六二万三千円（一五・八％）で、役場・学校・保育所など

三月定例議会は十八日、二十三日から二十五日までの四日間開かれ、次の事柄が審議され決まりました。

(1) 所有財産の交換について
中原樋の口部落が使用管理地の小国町黒淵字石原九五七番の内原野二六、五三八平方米と小国町黒淵が使用管理地で、南小国町中原字芹原四九六九番の内一五、〇七八平方米とを交換することになりました。

(2) 税金の内県町民税、固定資産税の納期が三回から四回になりました。

入湯税を課さない年令を

十一歳から十四歳に引き上げられ、又高校生の入湯税率が半額の五十円になりました。

(3) 次の道路が町道になります。

中原坂ノ下分岐点から松ノ木橋まで一二〇米と、松ノ木橋から曳橋まで八八二米が町道として認定されました。

(4) 消防団員の年額報酬が次のように改正され五十一年度から適用されます。

團長	副團長	分團長	副分團長	部長	班長	團員
四、〇〇〇	三、〇〇〇	二、五〇〇	一、四〇〇	一、二〇〇	九、五〇〇	八、〇〇〇
円	円	円	円	円	円	円

(5) ジャージ牛の種付料が二、三〇〇円から二、五〇〇円になりました。

(6) 保育所入園料の三歳以上児の最低が一、〇〇〇円から三、〇〇〇円に、最高が一、〇四〇円から、一、〇〇〇〇円に変わりました。

又三歳未満児の場合、最低一、五五〇円から二、四五〇円に、最高二、〇〇〇円から二、〇〇〇〇円に変わりました。

(7) 老人憩いの家の使用料が次のようになりまし。

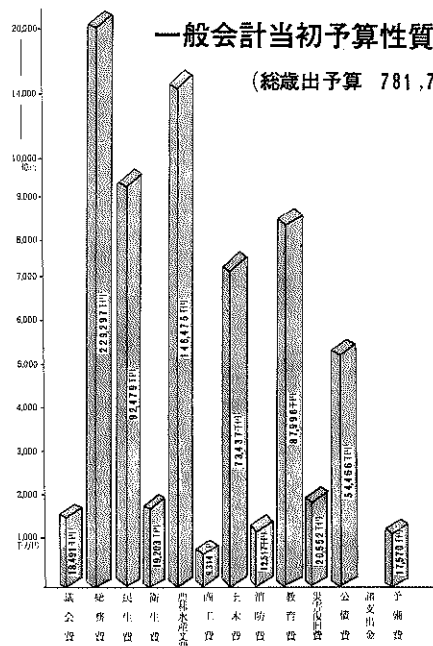
町内の人一人一日使用料が三十円から六十円に、二十人以上の団体の場合一人につき二十五円から五十円に引き上げられました。又町外の老人一人一日使用

- (8) 役場町長の事務部局職員の数
が黒川保育所新設により六十四
名から六十七名に増えました。
- (9) 大谷山線（筋湯道路分岐点から
営林署管理道四又路まで）六三
五米が町道路として認定されま
した。
- (10) 役場の組織が変り、住民相談室
が開設されます。又経済課が経
済観光課となりました。
- (11) この他昭和五十年年度補正予算書
及び昭和五十一年度当初予算書
が審議されました。

濟觀光課となりました。

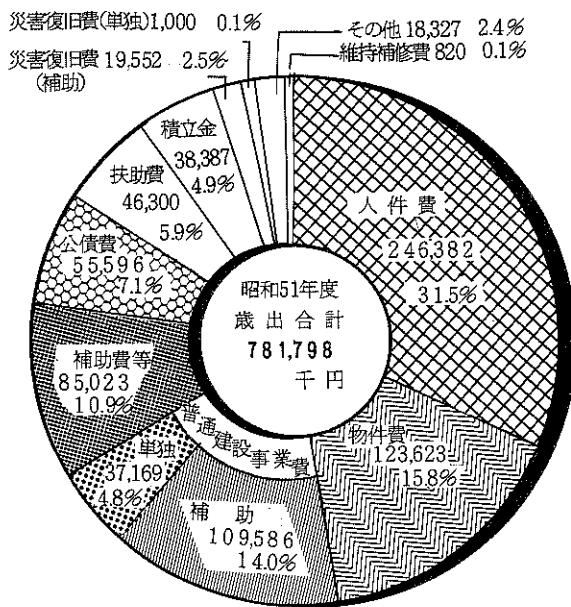
Q1 この他昭和五十年、度補正予算書及び昭和五十一年度当初予算書が審議されました。

(総歳出予算 781,798千円)



循環器疾患や胃ガン検診、森林地域住民検診委託料二七五万円を計上して、早期発見治療に努めることとしています。次に大きい補助費等は八五〇二万三千円で総額の一〇・九割にあたり財産収入として歳入の部分林や学校林の処分代金等の交付金一二七〇万円、小国町との共有財産組合負担金一〇〇〇万円、阿蘇広域市町村圏関係係員負担金七一万七千円、小国地区防犯協会負担金四〇万円、同じく交通安全協会負担金五〇万円、町民の皆さん全員を対象とした交通災害共済負担金五四万六千円、招

单位 千元



原本購入利子補給、猪猪獲奨励、
 有害鳥獸駆除、キジなど放鳥に対
 する補助金など一六五万八千円、
 小国漁協放流負担金六二万五千円
 商工会事業やたばこ販売組合助成
 金と同和对策利子補給金の一四五
 万五千円、入湯税戻りとしての
 観光地整備事業助成金一〇〇万円

消防補償等組合掛金など一七三万円、小・中学の児童通学費、修学旅行費、潮干狩、音楽会出場、先生の諸研究会費などの補助金、学校の安全会負担金、牛乳飲用費補助金、学キャンプ補助、寄宿舎生履着費・部活動補助金など六四七万七千円。社会教育費としての婦人会

公債費は七・一％の五五五九万六千円ですが、これは地方債借入金の本年度元利償還金と一時借入金利子です。扶助費は四六三〇万円、うち老人医療二七〇〇万円、児童手当一六三八万円、〇歳児医療二六万四千円などとなっています。積立金は三八八万七千円ですが、公有財産運用積立など財政調整基金への積立金が程んどです。なお奨学資金貸付金として七五万六千円が計上されています。

〔特別会計〕

国民健康保険特別会計は二億二五二万九千円と医療費の値上りにより増大し、これに伴って保険税も増額で負担となりましたが、実情ご推察の上よろしくご協力賜わりますようお願い致します。

簡易水道特別会計は九〇一万二千円、これは七九五戸に対する水道事業運営費です。

農業共済事業特別会計は四八六万四千円、これは農作物・蚕繭・家畜の共済事業費であります。以上で予算概要説明を終わりますが健全財政と効率的各種事業の遂行に努めますので、町民のみなさんご協力の程をお願いします。

日本消防協会 精績章を受賞



副団長
北里 敏明



消防団長
河津 検

去る三月三日、昭和五十年度日
消費表彰規定により、全国消防団員
に対し各種の表彰が授与され、本
町より河津団長、北里副団長が永
年に恒る消防団活動に精勤された
ので、今回、受賞されたものです。



農業共済だより

農業共済制度は農業災害
保償法という法律により、
農家が不慮の災害が発生し
た折、損失を補償し農業経
営に支障がないようにされ
ることを目的とされています。
共済とは一種の保険です。
すから同じような危険に曝
されているものが、多数集
まって事故(災害)発生
の折に、一定の補償(給付)
を行うことを約定し確率計
算による公平な負担を行う
経済施設であることは御承
知の通りです。

ツに区分され「収穫共済」には水
稲・陸稲・麦・蚕繭・果樹共済制
度があり、「資産共済」には家畜
建物共済制度があり、それぞれの
勘定区分に分かれ予算、決算が執
行されています。

農家の皆さん方に不慮の災害が
あつてはなりません。災害は
発生の日時も場所も不明で、こ
の災害による損失を補償するのが
農業共済です。水稲共済は昭和五
十一年産米より共済金が二〇〇円
になり六〇近減収の場合一三〇〇
円の共済金に変更され、米価同様
の補償となります。家畜は特に放
牧期になり放牧牛の事故が毎年思
いもしない場所で発生しています。

役場共済より

- ・荒起し10a 三二〇〇/三三〇〇円
- ・砕土 一六〇〇〇/一七〇〇〇円
- ・代かき 三三〇〇〇/三三〇〇〇円
- ・育苗一箱 四〇〇〇円(箱、種子は委託者負担)
- ・植付(機械) 三〇〇〇〇/三〇〇〇〇円(手直しは別)
- ・刈取り 四四〇〇〇円(ヒモは委託者もち)
- ・脱穀(スレーシングカーの場合) 六〇〇〇〇/六〇〇〇〇円
- ・脱穀機の場合 一日 一六〇〇〇円



『遊漁料とは』



町内の各河川には小国漁業協同組合による漁業権が県知事の認可により設定されています。漁業権認可と同時に組合は放流も義務づけられ、昭和五十年度に南小国地区内各河川に放流された実績は

鯉	一六〇〇〇尾
うなぎ	五六匹
えのひ	二四〇〇〇尾
にじます	一八〇〇〇尾
全額にして	五三三、二〇〇円の費用で放流されています。

資源を求めると同時に資源も又尊いものがあ、お互いに協力し楽しい遊漁を致しましょう。

町も観光と資源確保からも
えのひ 一〇〇〇〇尾
にじます 六〇〇〇〇尾
を別に放流し皆さんに楽しんで載くようにしています。禁漁区禁漁期は確実に守り、又町内河川には、田ノ原温泉前・小田部落内・満願寺温泉前・立岩水源の下流・滝ノ口の滝上から堰間等の各部落申し合いの自主資源確保のための禁漁区が定められていますので、トラブルの起きないよう楽しい遊漁を致しましょう。

遊漁料は決定次第有線放送によつてお知らせ致します。

経済観光課

水稲Ⅱ田植機苗箱に対するイモチ予防剤としてフジワン粒剤を一箱に七五gを種まき十日目に施す。苗立枯病には、タチガレン剤かオースサイド又はダコニールが効果がある。

田植機の苗は二十日〜三十日に植える。植付の場合一株に五本以上は植えない。一株の植込茎数が多すぎると減収する。

本田の元肥は十a当りケイカル七袋、ヨーリン三袋を早目に散布し土づくりをする。あとは化成肥料を一、五袋から二袋入れるが、倒伏するところは半量代かきの際入れ半量は植付直後に施すと倒伏が少くなる。田植機の田植適期は五月十日から五月三十日頃まで。

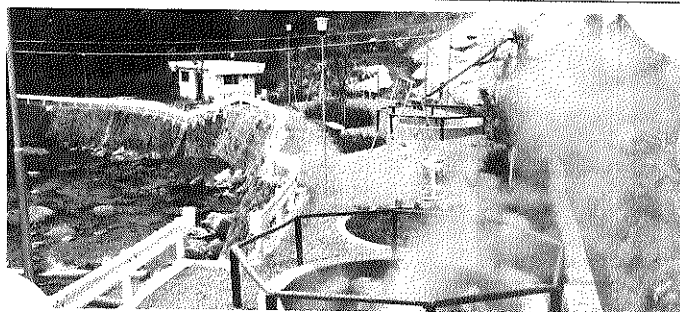
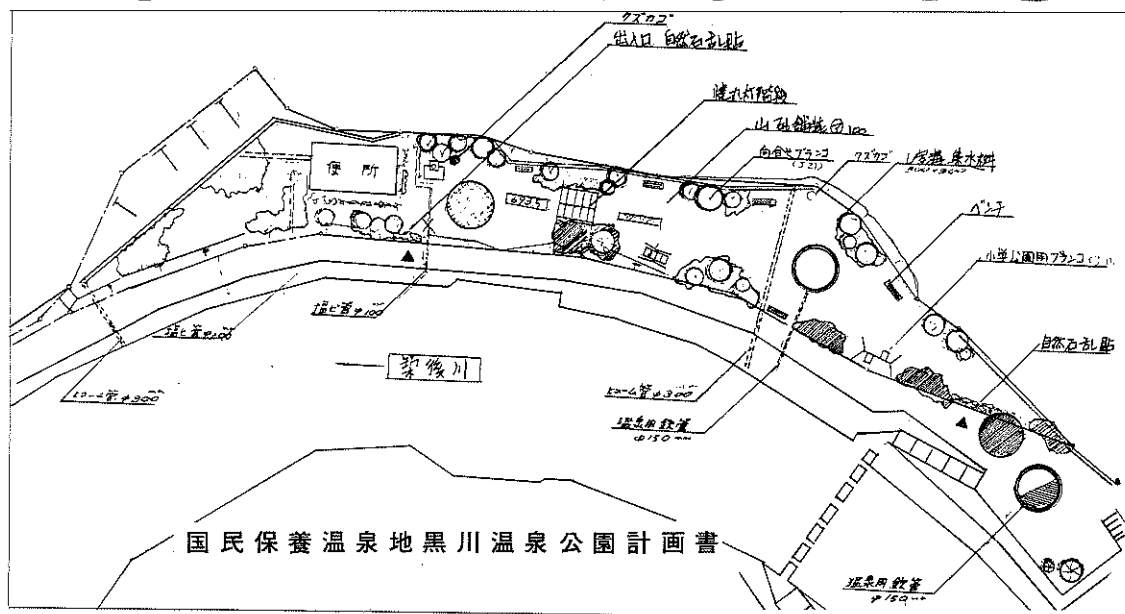
【農作業メモ】

五月の
なる。田植後三日〜五日深水にしその後は二日おき位に落水して根ぐさを防ぐ。

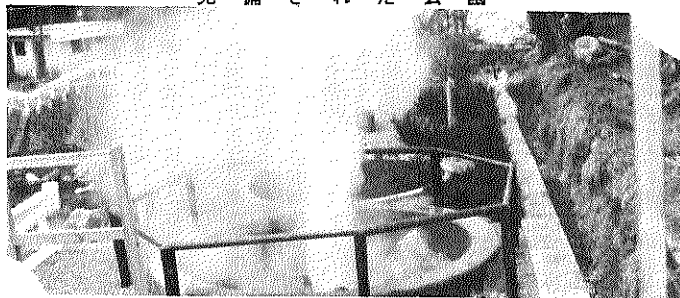
野菜Ⅱスイートコン、人参、キヌワリ、等春野菜の植付け。

農協では五十一年度の水田作業の基準賃金の決定した。

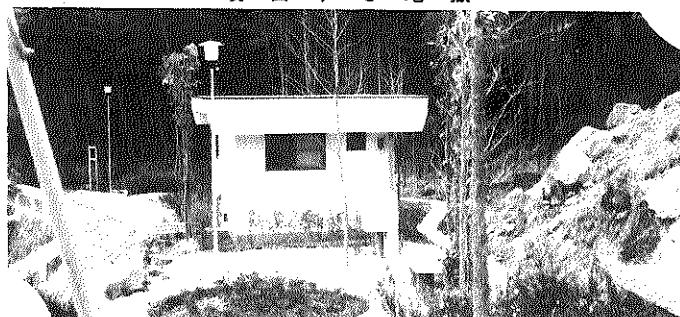
黒川温泉公園開設さる



完備された公園



噴出する地獄



- ◎ 貴重な温泉源を有効かつ適切に利用する。
- ◎ 国民保養温泉地としての施設整備を計る。
- ◎ 地域住民にも温泉の恩恵を与えて地域振興を計る。
- ◎ 温泉の乱掘と枯湯の防止を図ると共に温泉の集中管理を行なう。

入会整備 実施による利点

- 一、入会権とは不安定な権利であるが、整備を実施することにより安定した所有権に変る。所有権に変える事により、直接自由に使用収益を上げる事が出来る。このことにより、高度利用が出来る、生産性の向上になる。
- 二、立木処分の場合は町の部分林設定条例によって、全立木について町三十パーセント、地元七十パーセントで分収しているものが、入会整備をすることにより杉又は、松については、十五年生以下、町が十パーセント、地元が九十パーセントの分収となる。尚櫟、松、その他の雑木については町は分収せずに地元が百パーセントの収入となります。
- 三、現在は町有入会地であるため管理体制が充分とは言えず、隣接所有者等により、境界を侵犯されて入会地が狭くなっているのが現状であるが、この問題が解決される。
- 四、入会権者の中でも高資産者は入会地を現在の通り町有入会地として粗放経営をしても差支えない面もあると考えられますが中又は低資産者については早急に整備して個人（法人）の資産として管理し、高度利用が出来る。

◎入会整備を実施した場合

- 一、入会林野使用収益面積が十パーセント狭くなる。
- 二、固定資産となるため税の対象となる。

◎南小国町有入会地の沿革及び現地

南小国町有入会地は、その大部分が明治三十年代から大正十年代頃まで国有林野下戻法により、農商務省より入会権利者集団たる部落が払下げを受け、明治三十九年から、昭和四年にか

入会整備事業の進め

の委託費を受けて実施する集団より優先して行う。

- (一) 記名共有を希望する場合は近代化法の適用が受けられず県の委託費の対象とならないため、(一)の入会整備が終了するか、又は希望がない場合は実施する。

入会整備を実施しない集団が発生した場合は将来に於いて、その取扱い等を検討する。

- (二) 現在は立木売却代金が町より交付金で支出されているため、所得税の対象となっていないが、これを売却した場合

公共費に充当する以外は所得税の対象にすることも考慮する。

- (三) 入会整備を実施しない集団に於ては、集団の協力を得て隣接所有者との境界確認を実施し、この場合の土地整備要綱の適用については町長に於て別途考慮する。

三、入会整備申請の出来る土地

- (一) 現に入会原野として維持管理を行ない利用しているところ、例えば、この土地について以前権利があったとか、又

は利用したことがあると言っても異議として取り上げない。

- (二) 部分林契約を締結している土地については、特別の事情がある場合を除いては、部分林権利者の申請により整備を行う。

入会権利者とは、部落の慣習で決まるのが第一である。

- (一) もともと入会権利者で現に入会林野を利用している者。
- (二) もともと入会権利者であったが農業をやめたりして、現に入会林野を利用していないが義務を果しているもの。
- (三) 分家が入村者で本来入会権利者でなかったが、現に農業を営むなどして直接入会林野を利用しているか、又は利用を必要とする者。

入会権利者でない者、義務を果さず恩恵的権利を受けている者（但し 決定は集団の慣習が第一である。）

- (一) 分家や入村者で本来入会権利でなく、現に農業も営まず入会林野を直接利用していない者で入会林野から生じた収益を権利者が公共事業費として使用したことによって、その公共施設を利用している場合は恩恵的権利を受けているのであっても入会権利者ではない。
- (二) 又入会林野から生じた収益

を権利者が公共事業費等の負担金に充当した事によって、各個人からの負担金を徴収しなかった場合は権利者も、権利者でない者も平等になるがこの場合も恩恵的権利で入会権利者ではない。

- (一) 入会権利者でなくなる場合
- (二) 部分林の権利者が部落から転出した場合は当該造林組合と転出者との契約による。
- (三) 入会権利者としての義務を果さないとき。

入会権利者の義務とは一定の地域（部落）に居住し、地域の住民（部落民）として互いにつながりをもちながら集団の統制のもとに入会林野を共同で利用し、その維持、管理の任務を分担する。（部落民として互いのつながりとは、冠婚葬祭や農作業面の助け合いも含まれる場合もある。）

- 維持管理とは樹木の植付、下刈枝打ち、地寄せあるいは火入れや牧（林）道作りなどの労務を提供のほか、火災、盗伐、害虫発生予防や防止など、たえず林野の保護監視をする

ゲートボールに思う



ゲートボール
公認審判員

高村 留 (志津中)
穴井 介 (上町)

身に余る光栄と存じております。これも日頃皆様方の御指導と御力添の賜物と厚く感謝申し上げます。次第であります。

皆さんも御承知のように、全国的にゲートボールの盛んなことは老人のスポーツとして最も適しており面白く運動ができ、頭も使い益々若返り法としては、一挙兩得と言ふべきでしょう。

四月十八日には県大会が開かれ本町からも初めて出場致し、見学致しましたが、非常に参考になり来年の大会を目指して、お互に一生懸命に頑張ろうではありませんか。

戸籍関係の手数料が 五月一日より改正されます

戸籍関係の事務は、皆様御存じかと思いますが、国(法務省)より委任されて町が取扱っているもので、従って手数料も町で決めることが出来なくて、政令で定めることになっており、値上げしなくては、住みずらいのは、出来るだけ末置きたいところですが、昨今の物価高で諸経費が上昇しており、又郵便による手数料の納入などで、百円未満の端数があると送料が高つく為百円単位に切上げ

たと言ふ様な理由もある様で、万止むを得ず今回改訂となりました。

戸籍謄本・抄本 一通 二〇〇円
除籍謄本・抄本 一通 三〇〇円
戸籍簿の閲覧 一戸籍 一〇〇円
除籍簿の閲覧 一戸籍 二〇〇円
届書類の閲覧 一件 一〇〇円
戸籍の記載事項証明 一件 一〇〇円
除籍の記載事項証明 一件 二〇〇円
(住民課)

族チームを作り、夜はこの話に花を咲かせ、どのような作戦ならば勝つことが出来るかを話し合い、研究しております。機会がありましたら試合もしてみたいと思っております。

県下でゲートボール愛好者が八万人と云ふことです。審判員受験者が千百人でしたので、これをみてもいかに発展しているか想像できることと思ひます。

私も審判員として勉強して正當な判定を致したいと思ひます。各部落の皆様方の為に少しでも出来たならばと思ひますので御遠慮なくお知らせ下さいませよう、ご利用下さい。出向きますよう、互に勉強し合いたいと思ひます。

郷土愛はまずゴミ処理から
小国町城村の粗大ゴミ捨て場についてお願い

このたび小国町城村の粗大ゴミ捨て場が拡張されました。

このゴミ捨て場は小国、南小国両町の施設です。

利用されるひとりひとりが自分の家のチリ捨て場と考えてください。

たとえ他人が見ていないからといって手前の方に捨てることのないように。

ゴミは確実に谷まで落すように皆さんひとりひとりが気をつけましょ。

尚阿氏より社会体育協会、老人クラブゲートボール部へ優勝旗の寄贈があり、今後の振興がおいに期待されるものです。

竹之熊天満宮境内整地

TST老人クラブ(竹熊・千光寺・田中)は、四月初旬竹熊天満宮の社裏の崖が毎年凍落ちているので、四ヶ月間男が一輪車でその土を境内の窪みを埋め立派に整地したので見違える程になった。その間女の人は茶菓の接待など協力した。

それでゲートボールコートには多少手狭いがクラブ員一同その大げやきの下でゲームを楽しむことが出来皆な悦んでいる。



整地された天満宮

『身体障害者手帳の交付基準改正される』

脳卒中等における身体障害者手帳の交付については次のとおり取り扱うことになりましたのでお知らせします。

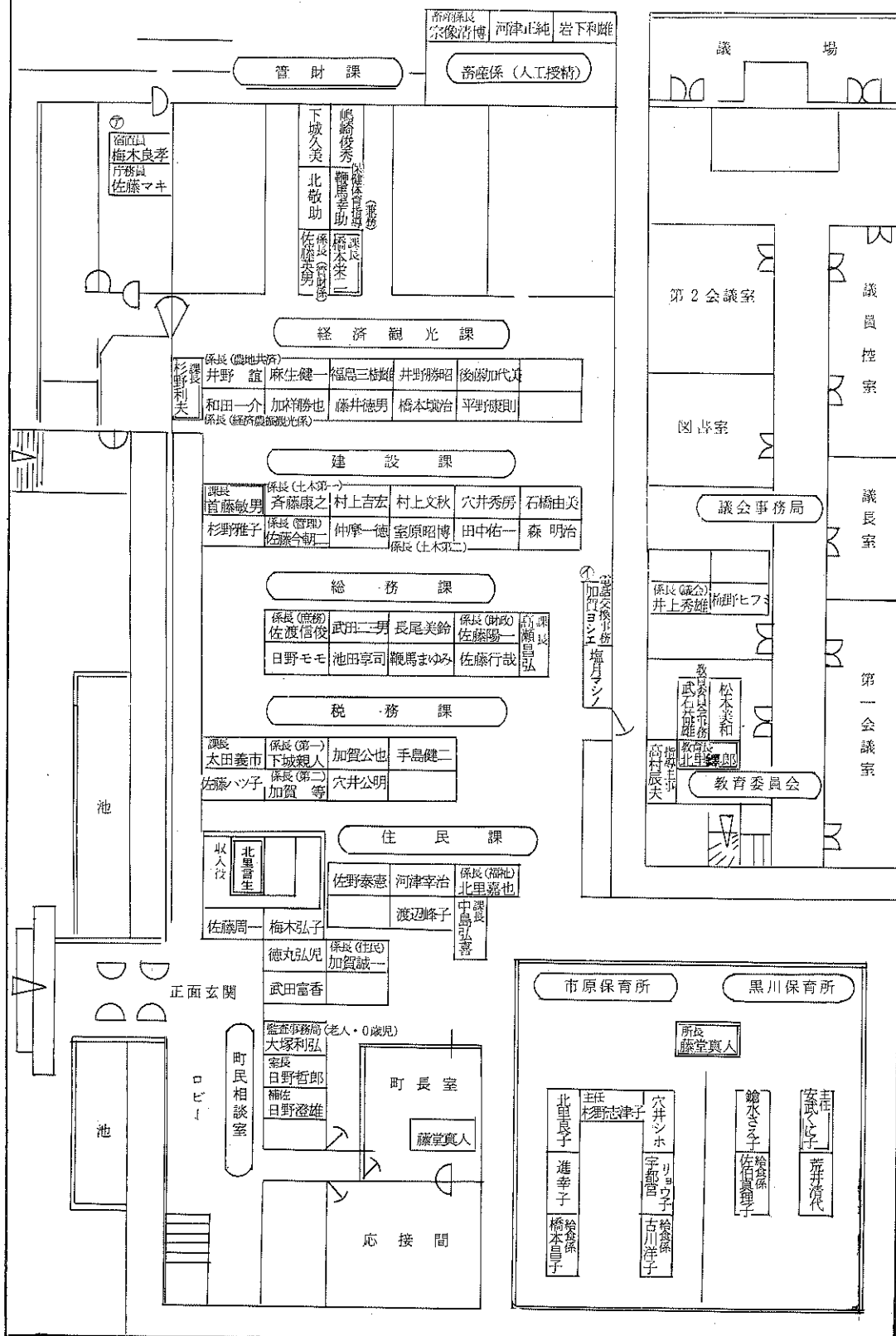
脳卒中等における症状固定時期については、従来一年程度として一年経過後に手帳の交付を行なっていますが、脳卒中による片麻痺のように軽快の見込みのない者及び症状の固定した者については、発作後六ヶ月を経過した時点で手帳を交付することができるよう改められました。



『竹ぼうき、ゾウキンの寄贈ありがとうございました』

老人クラブ湯田不老会(河津権三郎会長、五十人)から三月二十九日竹ぼうき百本、ゾウキン四十六枚を作り役場へ寄贈していただきありがとうございます。役場では早速町内の各小・中学校、保育所、老人憩の家に、又小国町の養老院、小国学園等にも贈らせていただきましたので、御報告方々御礼申し上げます。

南小国町庁舎案内図



役場職員移動



町長 藤堂 真人

町民のため「明るく住み良い豊かな町づくり」を前提とし、積極的な地域振興発展と住民の福利増進を図るために、町民の公僕として順応できるよう庁内機構改革を行ないまして、五月一日付をもって、係長を始めとする、一般職員の移動が行なわれた。

新
一、総務課 池田享司（経済課）
佐藤行哉（税務課）
菅財課 榎馬幸助
保健・体育指導（兼務）
一、経済課 係長（農地・共済）
井野 直（係長建設課）
藤井徳男（住民課）
井野勝昭（管財課）
一、建設課 係長（第一）
齊藤康之（係長経済課）
係長（管理）
佐藤今朝二（税務課）
一、税務課 係長（第二）
加賀 等（住民課）
六井公明（総務課）
一、住民課 河津幸治（総務課）
新設

一、収入役室 梅木弘子（経済観光課）

一、町民相談室

監査事務局（老人・0歳児）
大塚利弘（係長建設課）

室長

日野哲郎（監査事務局）

補佐

日野澄雄（教育委員会）

一、教育委員会

（教育委員会事務局）
武石益雄（税務課）

一、畜産係（人工授精）
畜産係長
宗像清博（人工授精所）

一、市原保育所

宇都宮リョウ子（日田市保育所）
進 幸子（小国学園）

新設

一、黒川保育所

主任 安武くに子（市原保育所）

給食係 佐伯真理子

荒井 清代（税務課）

給食係 佐伯真理子

住民の顧問弁護士に

一、坂本氏を迎える



弁護士 坂本 仁郎氏

氏は、皆さまで事前に御存知の通り本町出身者であり、昨年まで、当町の一般行政に対しての顧問弁護士として御指導をお願い致してまいりましたが、今会の議会承認により、本町住民、皆様の顧問弁護士として、お迎えすることになりました。役場窓口相談室において二ヶ月に一回、住民の長き相談者として御指導を仰ぐことになりました。第一回の法律相談は五月十七日（月）、午後一時から役場において行われます。ご気楽に御相談下さい。

第二十八回婦人週間に当り

一、県婦人少年室協助力員 北里タヌ荒倉

人年の声名を、発表されました。

「婦人の十年」の第一年目に当り、二十八回婦人週間は「男女平等と婦人の社会参加を進める」のテーマで全国的に実施されることになりました。

世界を揚げての活動の中に、熊本でも、国際婦人年記念・熊本婦人協議会が、県下十六の婦人団体に依って結成されました。そして国際婦人年の目標に添って「平等」「発展」「平和」に向って行動を始めることになりました。

団体は次の通りです。

熊本県地域婦人会連絡協議会

一、農協婦人部協議会

一、母子福祉協議会

一、生活改善連絡協議会

一、日本看護協会保健婦会

（熊本県支部）

一、日本看護協会看護婦会

（熊本県支部）

一、日本看護協会助産婦会

（熊本県支部）

一、日本助産婦会熊本支部

一、日本栄養士会熊本支部

一、熊本県商工会連合会婦人部

一、日本退職女教師会熊本支部

一、矯風会熊本支部

一、熊本県婦人部親交会

一、熊本県消費者グループ連合会

一、卯月会

一、熊本県婦人少年室協助力員連絡協議会

左に該当する方で未請求の方は居られません。

◎児童手当

1. 児童手当は義務教育終了前の（児童を含む三人以上の児童を監護し、かつ、生計を同じくする父又は母に支給されます。2. 父母が亡くなり監護する者が居ない児童も含まれます。
3. 対象児童と父母（又は養育者）とは、必ずしも同居の必要はなく、就学などで他市町村へ転出している児童も含まれます。
4. 手当の額は、第三子以下の子供一人につき、月額無条件で5,000円です。

◎児童扶養手当

次に該当する児童を監護し、その生計を維持する母又は養育者に支給されます。

1. 父母が婚姻を解消した児童。
2. 父が死亡した児童。
3. 父が二級以上の不具喪失の状態にある児童。
4. 父の生死が明らかでない児童

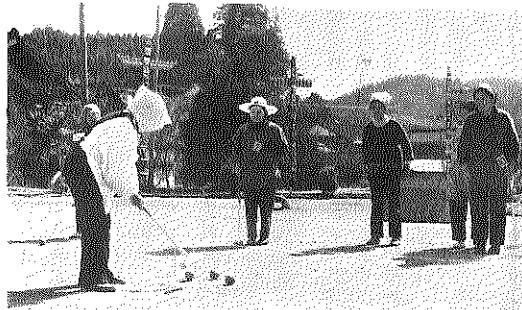
◎特別児童扶養手当

1. 二級以上の障害児を監護する父母又は養育者に支給されます。

※但し 児童手当については、所得制限、児童扶養手当については、所得制限及年金受給等で支給制限があります。詳しいことは役場住民係へ御問合せ下さい。

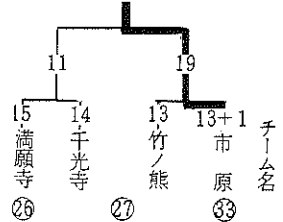


男子の部 予選に勝進む満願寺クラブ対市原老人クラブ



女子の部 千光寺・竹ノ熊対市原老人クラブの一面

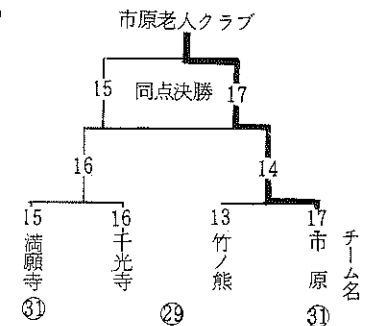
- 男子の部
- 1位 市原老人クラブ
 - 2位 満願寺老人クラブ
 - 3位 千光寺・竹ノ熊老人クラブ



老人クラブ
ゲートボール大会

去る四月七日市原小学校グラウンドにおいて、男・女六チームにより、県出場予選試合が行なわれた。県大会は四月十八日、対選結果は次の通りです。

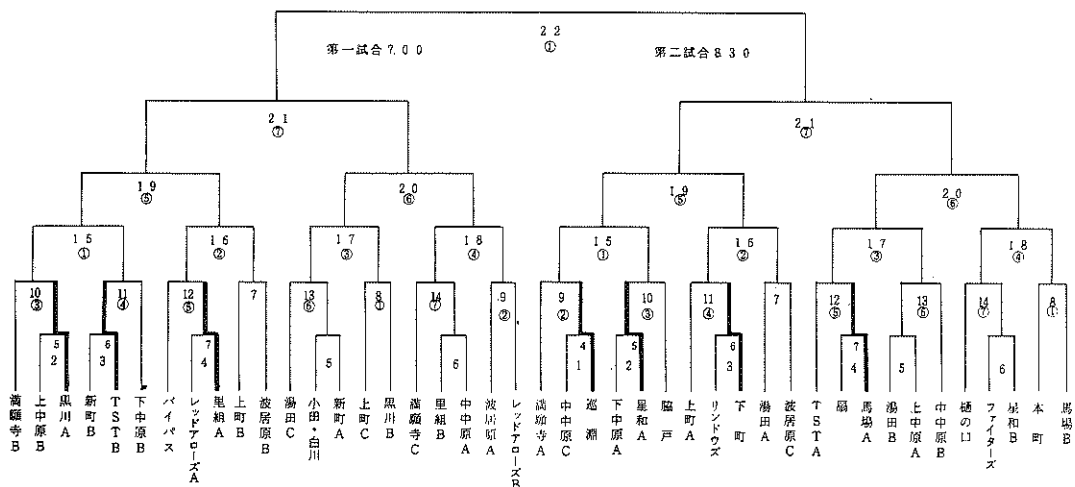
- 女子の部
- 1位 市原老人クラブ
 - 2位 満願寺老人クラブ
 - 3位 千光寺・竹ノ熊老人クラブ



前期三百オソフトボール大会組合表

数字の 印は各判の担当です。

自～昭和51年4月3日



四月号の御寄附お知らせの欄で麻生卓雄氏が麻生春夫氏の誤りでしたので訂正しお詫び申し上げます。

編集便り

香典返し
社会福祉協議会へ

米山